

戸籍の氏名の振り仮名記載業務委託受託候補者選定審査会設置要領

(趣旨)

第1 この要領は、戸籍の氏名の振り仮名記載業務委託受託候補者選定審査会(以下「審査会」という。)の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2 戸籍の氏名の振り仮名記載業務委託受託候補者を公募型プロポーザル方式で選定するため、審査会を設置する。

(審議事項)

第3 審査会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 提案内容の評価及び受託候補者の選定
- (2) その他公募型プロポーザル方式を実施する上での必要な事項

(組織)

第4 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長および副委員長)

第5 委員長は、市民部長をもって充て、審査会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、市民部市民活動支援課長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第6 審査会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会議)

第7 審査会は、委員長が招集する。

2 審査会の議長は委員長をもって充てる。

3 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審査会が必要と認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 審査は別紙評価基準表により行い、受託候補者を選定する。

(庶務)

第8 審査会の庶務は、市民部市民課において処理する。

(秘密の保持)

第9 委員は、審議内容の秘密を保持しなければならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10 この要領で定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年2月20日から施行し、委託事業者との契約締結の翌日にその効力を失う。

別表(第6関係)

委員長	市民部長
副委員長	市民部市民活動支援課長
委員	総務部総務課長
委員	資産管理部財産活用課長
委員	市長公室経営改革課長
委員	福祉部高齢者福祉課長